

掛川市告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和7年11月18日

掛川市長 久保田 崇

1 事業者の名称

社会福祉法人 大東福社会

2 事業所の名称及び所在地

(1) 名称

大東デイサービスセンターなかよし

(2) 所在地

掛川市下土方3584番地の1

3 廃止年月日

令和7年11月30日

4 サービスの種類

認知症対応型通所介護